

9.小間装飾規定/注意事項

(1)小間の寸法について

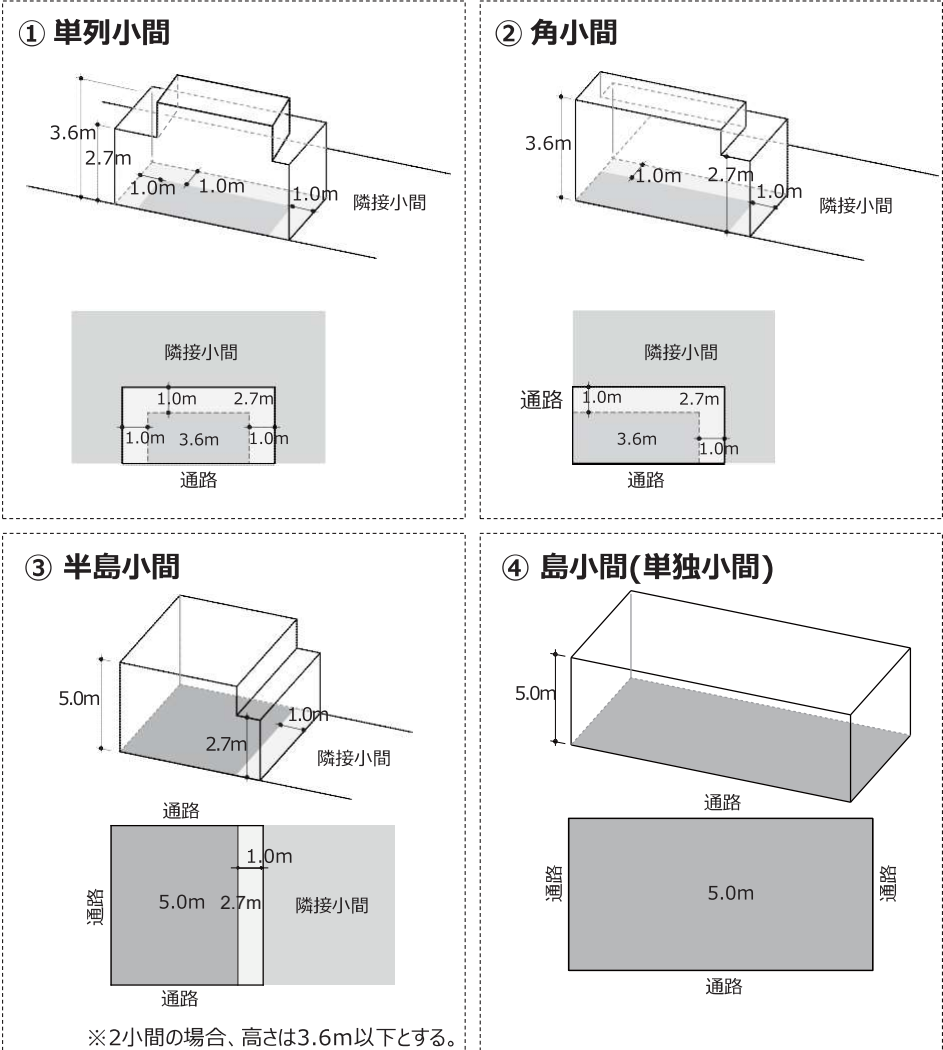
1小間寸法:間口3.0m/奥行き3.0m

パッケージをお申込みでない場合、基礎パネル/パンチカーペットは付きません。(スペース渡しとなります。)
全出展社は、自社の責任において隣接ブース側及び背面(特に会場の躯体側)間に必ず仕切り壁(2.7m以上)を立ててください。

(2)装飾物等の高さ制限

| | |
|-------|--|
| ①単列小間 | 高さ3.6m以下とし、2.7mを超える場合隣のブースから1.0mセットバックを設けてください。 ※「アップグレードパッケージ」「エレガントパッケージ」を事前に購入した場合に限り、このガイドラインに対する例外が許可されます。 |
| ②角小間 | 高さ3.6m以下とし、2.7mを超える場合隣のブースから1.0mのセットバックを設けてください。 |
| ③半島小間 | 高さ5.0m以下とし、2.7mを超える場合隣のブースから1.0mのセットバックを設けてください。 ただし、2小間の場合、高さは3.6m以下といたします。 |
| ④島小間 | 高さ5.0m以下、セットバック不要です。 |

【高さ制限】



【注意】

- ・ 隣接ブースに接する壁の外側/会場の躯体側の壁面は、白(パネル又は経師)仕上げを施し、社名/グラフィック等を入れないでください。社名/グラフィック等を入れる場合はブース境界線より1.0mセットバックしていただくようお願いいたします。
- ・ 全ての展示ブースを自立式とし、会場天井から吊り下げ式の構造や看板は許可されません。

9.小間装飾規定/注意事項

(3)壁面構造物(通路に面した施工)

通路に面した壁面構造物(装飾)物の高さが、

- 通路より1.0m以内の範囲に、高さ1.2m以上2.7m以下の壁面構造物を施工する場合は、小間1辺の1/2以下の長さまでといたします。
- 1.2m以下の場合は、特に規制はありませんが、緊急時の避難の為、必ず2方向への避難が可能となるよう避難口(間口)を設けてください。

※小間の高さ2.7mからパラペット等を設置する場合は床方向に高さを0.6mまでとしてください。

※小間の高さ2.7m以上に設置する場合はこの限りではありません。

※小間位置が東京ビッグサイト各ホール会場の最後方/最側面に位置する場合も、1.2m以下の場合と同様、特に規制はありませんが、緊急時の避難の為、必ず2方向への避難が可能となるよう避難口(間口)を設けてください。

(4)出展製品の高さによる小間内設置場所のお願い

出展製品/展示物の高さ制限はありませんが、高さが2.7mを越える出展製品の展示については、通路より1.0mセットバックして設置していただくようお願いいたします。

(5)天井吊り装飾は禁止

(6)天井構造

- ① 小間内に天井等を設置する場合は、消防設備の妨げとなる場合があります。

「提出書類10 天井構造確認書」株式会社トーガシにご提出の上、確認を得てください（【P59】参照）。

※提出期限:2020年2月7日(金) 必着厳守※

【添付書類】

- ・申請理由
- ・立面図、断面図(仕上材料名記載のもの/天井周辺の寸法が記載されたもの)
- ・平面図
- ・天井伏図(天井の範囲がわかるもの/仕上材料名記載のもの)

- ② 走査型火災検出器/放水銃/スプリンクラー等消防設備を妨げると判断された場合、別途で煙感知器や補助散水栓等の設置が必要となります。この場合、設置費用は出展社負担となりますので予めご了承ください。
また、株式会社トーガシの確認を得た場合でも現場にて図面での未確認事項や不整合がある場合、設備設置を求めることがあります。
- ③ 二重天井はいかなる場合でも禁止されています。

(7)2階建て構造は禁止

(8)装飾資材

展示ホールでは消防法第8条の3により、一定の基準の防火管理と設備が義務づけられています。

下記の項目については、万全を期してください。

- ① 展示用合板/カーペット/カーテン/幕/布/紙/その他装飾材料で可燃性のものを使用する場合は防火性能を有し、「防火ラベル」/「防火処理済シール」が貼付されたもの以外は使用できません。
- ② 防火合板に厚い布/ひだのある紙類を装飾/貼付けする場合は、防火性能を有するものをご使用ください。
ただし、薄い布紙を防火合板に全面密着して使用する場合は、差支えありません。
- ③ 発泡スチロールなどの石油化学製品(ウレタン/アセテート/ポリエステル/ナイロン/ホンコンフラワー等)は使用できます。
ただし、スチロールなどを切文字程度で、来場者の手の届かない場所での使用は除外いたします。
- ④ 防火処理の施されていない布は使用できません。
(布製のれん/装飾幕(下げ丈が概ね1.0m以上)カーテン等)はご注意ください。)布製品に対する防火処理は浸漬により行うため、アクリルやポリエステルが20%以上含まれているものは二次加工ができません。
※防火二次加工は繊維に薬液をしみ込ませるため、液体が繊維の間に入り込む防火綿/麻等の天然繊維/レーヨンが材料でない防火効果がないためです。

- ⑤ 異なる装飾材は事前に株式会社トーガシへご相談ください。

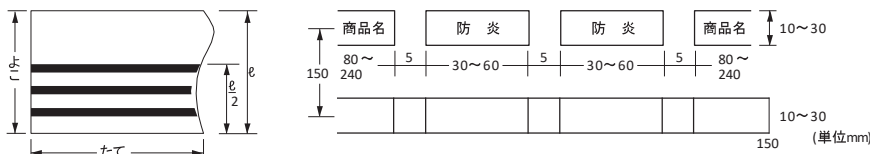
- ⑥ 防火表示制度による「防火ラベル」は次のとおりです。

防火合板(布製のブラインド/展示用の合板/どん帳等)



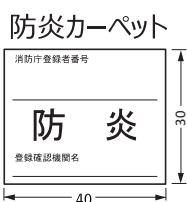
9.小間装飾規定/注意事項

※展示用の合板及び大工道具用の合板の使用上の特異性及び使用上の実態からみて、表面にちよう付するラベル表示のみでは不十分なため表面に下図の表示を行うものであることをお願いいたします。



【ご注意】

- ①「防災」の文字は、省令別表第1の2の2の様式のみ許可いたします。
- ②文字の色は「赤色」でお願いいたします。
- ③裏面の形状が平滑ではないもの(ハードボード類等)に限り、幅10mmの赤色の線にかえることができます。



(9)照明/投影

- ①スポットライト等の照明は自社小間内に向けて設置してください。
- ②会場の壁面/天井/通路等に文字や映像などの投影は禁止いたします。

(10)重量物

①重量制限
各展示ホールでは施設構造上、重量展示物に際して一部制限がありますので、以下の設置方法および養生方法を確認のうえ、配置計画をお願いいたします。
※以下該当ホールの規定荷重以上のものは事前に株式会社トーガシへお問合せください。

| | |
|-----------|--|
| 床面仕上げ | コンクリート |
| 床耐荷重 | 南1・2ホール： 5 t/m ² 、南3・4ホール： 2 t/m ² |
| アンカーボルト | 打設可(φ16mm、シールド深さ60mm以下・ピット蓋上不可) |
| 出展製品の重量制限 | 1)出展製品の単体重量が50t以上の場合は事前に株式会社トーガシへお問合せください。 2)ピットで囲まれた「区画」単位で総重量の制限があります。(下表参照) これを超えることはできません。その為、1区画に複数の出展社がある場合、事務局は出展製品の展示場所等の調整をすることがあります。 |
| その他 | 総重量(自重+積載重量)が45tを超える車輛の乗り入れはできません。 |

| 設置方法 | 最大積載荷重 | | |
|------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 6m×18m区画 | 6m×12m区画 | 6m×10m区画 |
| べた置き (均等荷重置き) | 80t | 50t | 40t |
| 支柱置き (集中荷重置き) | 60tまで かつ 1支柱/8tまで | 35tまで かつ 1支柱/8tまで | 30tまで かつ 1支柱/8tまで |
| ピットの上には支柱を立てない事 | | | |

9.小間装飾規定/注意事項

*表記料金は全て税抜です。

②展示物設置時の制限

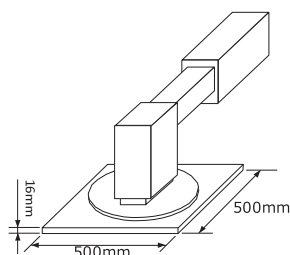
- 1) 吊り下げクレーンは45tラフタークレーン以下といたします。
- 2) ピット蓋およびその付近には、いかなる場合でも絶対にアウトリガーベースを載せないでください。
- 3) サイズ別アウトリガーベースの養生は次表に示すとおりです。

■サイズ別アウトリガーベースの養生

| ラフターの種類 | 養生方法(下図参照) |
|----------|-------------------------|
| ～35tラフター | 500×500mm鉄板 |
| ～45tラフター | 500×500+1,000×1,000mm鉄板 |

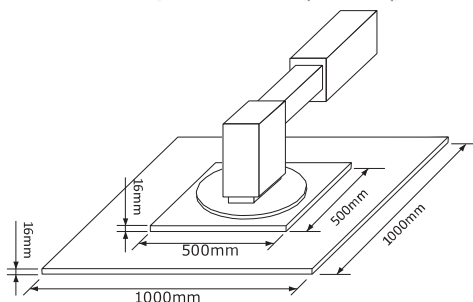
■～35tラフター

500×500mmの鉄板を敷いてください。



■～45tラフター

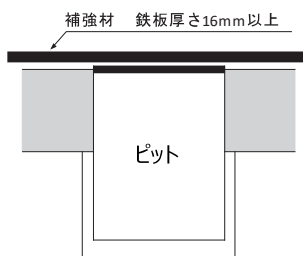
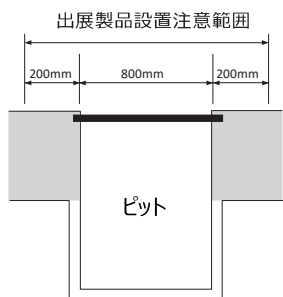
500×500mmの鉄板の下に更に1,000×1,000mmを敷いてください。



③ピットおよびその周辺部

単体の重量が3t以上の出展製品がピットおよびその周辺部の上部に載る場合は下図に示す要領で補強をしてください。詳細は事前に株式会社トーガシへお問合わせください。

※出展製品設置注意範囲内には、アンカーボルトを打設しないようお願いいたします。



※出展製品設置の注意範囲をカバーするように補強材の鉄板設置をお願いいたします。

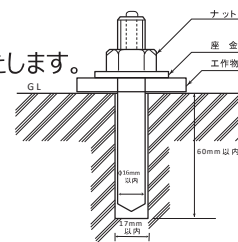
(11)床面工事

機械の据え付けおよび装飾のために、アンカーボルトの打設等を施す場合は、「提出書類9 床面工事施工届【P58】」に必要事項を記入の上、**2020年2月7日（金）**までに**図面をWeb**にてご提出をお願いいたします。

但し、会期終了後、原状への完全復帰を条件といたします。

なお、会期終了後、使用本数に応じた床補修費負担金を株式会社トーガシよりご請求いたします。

※アンカーボルト [¥1,500(税抜)/本]



下記禁止事項に違反された場合、違反金が発生しますのでご注意ください。

※違反金は違反の内容によって変動します。

尚、会場内で使用可能なのはホールインアンカーのみ(φ16mmシールド深さ60mm以下)です。

- ①ケミカルアンカー・グリップアンカーの打設の禁止
- ②ピット蓋、及びピットの端から200 mmの範囲内への打込み
- ③床面への着色
- ④強力粘着テープの使用
- ⑤①～④以外で原状復帰に費用が必要な工事等

(12)はみ出しの禁止

- ① 出展製品/装飾物/展示台/イス/机/カタログスタンド/植栽/看板/のぼり等が自社小間から、はみ出さないようお願いいたします。
- ② スポットライト等を通路側にはみ出して設置することも禁止いたします。ただし、2,700mm以上の高さに、400mm以内の照明器具の設置は許可いたします。
- ③ 複数小間で通路を挟んでご出展される場合、主催者が認めた場合に限り通路をまたいでゲート設置は可能です。事前に株式会社トーガシへお問合せください。(主要避難通路は除きます。)

(13)装飾・展示について

小間はスペース渡しとなります。パッケージをお申込みでない場合、基礎パネル/パンチカーペット等は一切付きませんので、ご注意ください。

(14)外扉の禁止

通路に面して、扉を設置する場合は内開き(扉が開いた状態で通路にはみださない状態)でお願いいたします。

(15)その他留意事項

展示装飾の実施にあたり、なるべく会場全体の見通しの保持をお願いいたします。

全出展社の展示効果が向上するよう考慮の上、他社の迷惑にならないような展示/装飾計画をお願いいたします。

- ① 主催者が施工する基礎装飾物の取り外しはできません。
- ② 施工にあたり、あらかじめ施工(装飾)業者の工場で作形/加工を行い、会場においては組み立て程度の最小限の作業に留めてください。
- ③ 展示装飾および出展製品を会場の天井/柱/壁等の既存躯体から吊り下げやもたせかけることは禁止いたします。
- ④ 施工および資材の運搬にあたり、会場設備/電気/電話/水道等の設備/基礎小間/他社の装飾/出展製品等を損傷しないよう十分注意してください。万一損傷した場合は、理由のいかんにかかわらず原状回復の責務を負っていただきます。
- ⑤ 小間内床にカーペットを敷く場合は、全て弱粘性両面テープで固定してください。ボンドなどの接着剤の使用はできません。
- ⑥ 作業によって生じた屑、廃材は、毎日必ず持ち帰るか処分してください。
- ⑦ 電気/ガス等による溶接/その他火気を使用する場合は、事前に必ず株式会社トーガシ承認を受けてから行ってください。また、作業中は必ず消火器を手元に置いてください。
- ⑧ 会場内では、必ず自社の小間内で作業を行ってください。通路または他の小間に資材を放置したまま作業をすることを禁じます。撤去時の場合もこれに準じます。
- ⑨ 消火器/屋内消火栓/スプリンクラー設備/自動火災報知設備/非常ベル/誘導灯等を装飾物などで隠さないでください。また、その付近には使用の際に障害となる陳列をしたり/工作物、その他の物品を放置しないようお願いいたします。
- ⑩ 原則として、会期中は展示設備の交換や装飾の模様替えをすることはできません。
- ⑪ 出展社は、出展製品等から特殊な臭い、煙等が発生する恐れがある場合、事前に株式会社トーガシへご連絡ください。
- ⑫ 禁止事項に違反した場合、または規定に合わない不完全な装飾だった場合には、工事の変更/中止/撤去を命ずることがありますので、計画設計に際しては十分にご注意ください。
- ⑬ 主催者および関係官公署は、これによって生ずる損害/費用の増加/その他の不測事態については責任を負いません。